

【診療録等の開示についてのご案内】

愛知県厚生農業協同組合連合会 海南病院

当院では、患者さんが自身の体の状態をよりよく把握し、疾病と診療の内容、治療内容を十分に理解し、医療の担い手である医師、医療従事者と医療を受ける患者さんとが相互に信頼関係を保ちながら、協同して疾病を克服することを目的とし診療記録（診療録・看護記録・処方内容・検査記録・画像等）の開示を行っています。

開示に関しては、プライバシー保護の観点から、厚生労働省の指針に基づく当院の規定を設け、これに従って取り扱っています。希望される方は、下記の手順に従って申請してください。なお、申請から開示まで審査の時間を要しますので予めご了承ください。

1. 診療録等の開示を申請できる対象者

- ① 診療記録の開示を申請することができるは原則として患者さん本人です。
- ② 患者さん本人以外の方で開示を申請できる方
 - ・患者さんの法定代理人（注1）および生命保険会社、弁護士。ただし、満15歳以上の患者さんは同意書を必要とするものとする。
 - ・患者さんが15歳以上で判断能力に疑義がある場合は、現実に患者さんの世話をしている親族（注2）、およびこれに準ずる方（注3）
 - ・患者さん本人から代理権を与えられた親族（注2）、およびこれに準ずる方（注3）。

尚、患者さんご本人が亡くなられた場合、遺族に対する診療記録の開示申請できる対象者は、患者さん本人の親族（注2）およびこれに準ずる方（注3）です。

（注1）法定代理人とは

未成年者 $\left\{ \begin{array}{l} \text{親権者（親）} \\ \text{未成年後見人（親に代わる人）} \end{array} \right.$

成年後見人（成年であるが精神上の障害により意思能力を欠く人の後見人）

（注2）親族とは

3親等以内の血族・姻族

（注3）これに準ずる方とは

内縁の夫・妻、日常的に患者さんの世話をしている方。

患者さんに扶養されている方。

2. 診療録等の開示方法

診療記録の開示方法には、診療記録の閲覧と、診療記録の写しの交付があります。

(1) 診療録等の閲覧

退院又は最終受診日から起算して5年以内の診療記録は窓口にてお受けできます。

それ以前の記録をご希望される場合は、窓口にてご相談ください。

2013年1月1日以降のカルテに関しては、電子カルテのモニターをご覧いただけます。その際、開示担当者の立ち会いのもとでの閲覧となりますことを予めご了承ください。なお、閲覧時間は原則1時間以内となります。

*申請者以外に閲覧時に同席できる方は、開示の申請ができる方と同様です。必要書類を添えて提出してください。

*閲覧時に、閲覧に加えて医師の説明を希望される方は、開示窓口にてご相談ください。

*診療記録の写し（コピー）が必要となった場合は後日来院していただくことになる場合もありますのでご了承ください。

(2) 診療録等の写しの交付

診療記録のコピーまたは、電子カルテから印刷される用紙等を交付します。

3. 申請の方法と必要書類

文書受付に「診療録等の情報提供申請書」ならびに以下の書類等をご用意いただき、提出してください。

(1) 患者さんご本人の場合

本人であることを証明する資料のうち、いずれかをご用意ください。

*原則顔写真が入っているもの

- ・運転免許証
- ・旅券（パスポート）
- ・健康保険証
- ・年金手帳

等

(2) 患者さんご本人以外の場合

患者さんご本人の委任状

患者さんとの関係が証明できる書類・・戸籍抄本

申請者本人であることを証明する資料のうちいずれかをご用意ください。

*原則顔写真が入っているもの

- ・運転免許証
- ・旅券（パスポート）
- ・健康保険証
- ・年金手帳

等

*患者さんご本人に判断能力に疑義がある場合は窓口でご相談ください。

(3)患者の同意を得た弁護士、行政書士等

- ・弁護士、行政書士等であることが証明できるもの（いずれか1つ）
 - 所属する法人が発行する証明願：申請日から3ヶ月以内のもの
 - 日本弁護士連合会身分証明証 等のコピー
- ・患者さんからの同意書もしくは委任状
 - *申請日から1年以内のもの（コピーの場合は、原本照合印が必要）

(4)患者の同意を得た保険会社もしくはその委託会社等

- ・申請者本人が、患者同意に基づく法人に所属することを証明できるもの
 - 在籍証明書または社員証のコピー
- ・申請者本人の身分証明書（運転免許証等）
 - *資料送付先住所が保険会社もしくはその委託業者であることがホームページ等で確認できる場合は不要
- ・患者さんからの同意書もしくは委任状
 - *申請日から1年以内のもの（コピーの場合は、原本照合印が必要）
- ・委託を受けたことが確認できる書類（手配指示書等）
 - *患者さんが直接同意した法人から委託を受けた法人が代理で申請する場合

*上記の必要書類を提出していただけない場合、当院では開示申請を受理いたしかねますのでご了承ください。

4. 診療録等の情報提供申請書受理から開示の実施まで

(1) 「診療録等の情報提供申請書」を受理したのち、審査を行います。

- ・開示の手続きには、およそ2週間程度の期間が必要です。
- ・次の事由に該当する場合、診療情報の提供の全部または一部の提供ができない場合があります。
 - *診療情報の提供が、第三者の利益を害するおそれがある場合
 - *診療情報の提供が、患者さんの心身の状況を損なうおそれがある場合

(2) 審査結果の報告・閲覧日の決定

病院より申請された方に直接、開示の決定事項、開示の料金および開示日時等についてご連絡いたします。

(3) 閲覧当日

閲覧当日は、身分証明書をご持参のうえ、文書受付にお越しいただき、担当者をお呼びください。

身分証明書等の必要な書類（戸籍抄本・患者さんの委任状等）が提出されていない場合は、開示当日までには必ずご持参ください。閲覧当日に証明できない場合は、閲覧に応じかねますのでご了承ください。

5. その他

- ・診療録は、患者さん本人の重要な個人情報です。診療録の写し（コピー）の管理は開示の申請をされた方の責任においてお願ひいたします。
- ・カルテ画面の撮影は原則禁止ですのでご遠慮ください。
- ・開示日時がご都合の悪い場合は、事前に電話等で開示窓口までご連絡ください。
- ・申請者に診療録の開示可否連絡をした日から3ヶ月経っても申請者より連絡等無い場合は、申請は無効となりますのでご了承ください。

診療録等の開示に関するお問い合わせ先

海南病院：代表電話 0567（65）2511

開示窓口：診療情報管理係

受付時間：月～金（休診日除く） 9：00～16：00